

指定居宅介護支援事業所

2024. 4

常楽園サービス

介護支援契約書

様

社会福祉法人富山聖マリア会

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人富山聖マリア会（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第 1 条 事業者は介護保険法令の定めるところにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第 2 条 この契約期間は_____年 _____月 _____日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

契約満了の 3 日前までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

（居宅サービス契約立案及び変更の援助及び管理）

第 3 条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指名し、居宅サービス計画の作成を支援します。

2 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

3 事業者は、利用者の受ける居宅サービス利用状況について、利用者からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検・評価し、給付管理票の作成・提供のほか関連機関との連絡調整を行います。

（契約の満了）

第 4 条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

（1）第 5 条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

（2）第 6 条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

（3）事業所は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの責任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合（老人保健施設を除く）
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

（利用者の解約権）

第 5 条 利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3 日間の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

（事業者の解約権）

第 6 条 事業者は、利用者に対し、利用者の非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、30 日前にその理由を示した文書で通知することをもってこの契約を解約することができます。

（事故発生時の対応）

第 7 条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、中新川広域行政事務組合等に連絡し、必要な措置を講じるものとします。

また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

（損害賠償）

第 8 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償するものとします。

（秘密保持）

第 9 条 事業者及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を守るものとします。

2 事業者は、事業所の職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をも漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を公開することはできません。

（記録の整備、閲覧）

第 10 条 事業者は、利用者に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類をサービス完了日より 5 年間保存します。

2 事業者は、利用者又は利用者の家族に対し、いつでも保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。ただし、謄写の実費を請求することがあります。

（身分証携帯義務）

第 11 条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（相談・苦情対応）

第 12 条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。（詳細は重要事項説明書に記載）

（契約外事項）

第 13 条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・事業者が捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業者

住 所 富山県中新川郡上市町舘 209
法 人 名 社会福祉法人富山聖マリア会
代 表 者 理 事 長 廣 瀬 康 夫 印

役 職 名
説明職員名 印

利 用 者（契 約 者）
住 所

氏 名
電 話 F A X

利 用 者（契約者）の家族等署名代理人
住 所

氏 名 （続柄）
電 話 F A X